

横浜総合事務所グループ

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／有限会社FMIコンサルティング／株式会社横浜総合フィナンシャル

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日！

日時：平成24年2月16日(木)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 52,500円 関与先割引 26,250円

昼食代込（お二人迄参加可）

★ “新・横総経営塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第13回「2012年をどう戦うか！～今日は「未来」に繋がっている～」

講師：株式会社 経営改善支援センター 代表取締役 戸敷 進一

日時：平成24年2月17日(金)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 3,000円

★ “組織活性化プログラム” 経営革新実践セミナー

組織をモチベーションが高く筋肉質の「強い組織」に変える3ヶ月プログラム！

主催：株式会社経営改善支援センター&株式会社横浜総合マネジメント

日時：日程調整中 ※別途ご案内をさせていただきます

場所：横浜・関内周辺セミナールーム

募集：参加費 750,000円（1社5名まで参加）

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

企業再生・承継コンサルタント協同組合、(株)FPG、(株)経営改善支援センター

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、BDO 税理士法人

(株)日本エスクロー信託、(株)TSUNAMI ネットワークパートナーズ(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

横浜総合事務所グループ／TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります

横浜総合
事務所
グループ

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

(vol.257) 2012年 1月

横浜総合事務所グループ

“execution 2013-35、30”

あけましておめでとうございます！

年が明けたと思ったら、もう一月も半ば... 矢のように過ぎ去る時間に翻弄されないよう目標管理と自己管理を徹底したいと思います。今年もよろしくしくお願いいたします。

『タイムマネジメントの質は、その人の人生の質である』 (アチーブメント(株)青木仁志)

最近、テレビの天気予報を観ながら一番困っているのが... 天気図が出ないことです。高校の山岳部の頃、山で毎晩22時にラジオの気象情報を聴きながら天気図を書くのが私の役割でした。天気図の気圧配置や等圧線を観れば、天気や風力の移り変わりをだいたい予測できます。テレビの都市別の天気予報では「その時」だけの情報で、今後の天気の移り変わりが把握できません。

なぜ、天気図を映さなくなったのでしょうか？困ったもんだ... と言ったら、事務所のパートナーが「天気図がなくて困ったことはありません」「都市別の天気予報のほうが便利じゃないですか」... 確かに「自分がいる所」の「今日の天気」さえ分かれば生活に困ることはないんでしょうね。それに、情報化社会ではテレビでもラジオでも携帯でもパソコンでも、いつでも指定の場所の天気を調べることができますから。

でも、なんだか気持ちが悪いです。なぜならそれは、「全体像」を知らないまま、与えられた狭い情報だけで生きていくのを息苦しく感じるからです。大袈裟だと思われるかもしれませんが、「便利」ということは「管理」されることの裏返しです。全てを見渡して自分で判断するのではなく、判断不要な答え(情報)を与えられるのです。それって、ある意味でものすごく不自由じゃありませんか？

カーナビも同じです... 地図を読み取る力は不要になりカーナビがいつでも答えを出してくれる。地図を読み地形や道の状態を想像し、天候や時間とのバランスを考えてコースを決めてドライブする... 常に、今自分が何処にいて、どちらを向き、どこを目指して走っているのかを自分で把握する。そして、これから走る道沿いの地形から景色を想像してワクワクする... そんな楽しみはなくなりました。

この感情は、何か便利になるたびに昔から人間が繰り返してきたことなんだろうけど、でも、便利さと同時に、確実に若者から思考力や観察力、判断力、知恵、勘など、人間が本来備えていた「真の実力」であるべき「人間力」が失われ退化していくのをハッキリと肌で感じます。代わりにITを自在に操作して答えを探すテクニックや知識がその人の力のように捉えられている気がします。真の実力を持った自立した人がどんどん少なくなっているような気がしてなりません。

与えられた「お手軽情報」の中だけで、思考もせず、判断もせず、与えられた答えに満足して... ただ生かされていく。今の世の中は、ITを操作して見つけた回答にしたがってトクした気分であらゆる笑っていけば生きていけるのです。そんな生き方に何の疑問も持たないほど「管理」され「真の自由」を失った小粒の若者たち... 背筋が寒くなるのは私だけでしょうか？

私も事務所も例外ではなく、ペーパーレスやIT化が進み効率化が進むほど... ITを上手に操って答えを探し体裁を整えるのが「実力」だと勘違いする風潮があります。日本の中小企業を元気にするためには、“常に目的を意識して、深く思考し、全体と真理を捉え、人間力をかけて判断し行動できる自立した人財”を育てることが経営者としての自分に課された大きな役割の一つだと肝に銘じて... 今年も、新しい年の、新しい戦いをスタートしたいと思います。今年もよろしくご指導ください。

今月のワンポイント! (担当:波壽)

◆ **平成23年税制改正積み残し法と震災復興財源確保法について**

昨年6月、国会に上程したままであった平成23年税制改正案の積み残し法が修正の上、昨年11月30日に成立し、12月2日に公布されました。また、同時に震災復興財源確保法も成立・公布されました。今回は、H23年で成立した事項のうち法人課税関係の改正で実務上重要と思われるものを概説します。

● **法人税関係の改正内容**

① 法人税率の引き下げと復興特別法人税の創設

・法人税率の改正

	改正前		改正後	
	基本税率	軽減税率	基本税率	軽減税率
普通法人※1	30%	—	25.5%	—
中小法人※2	30%	18%	25.5%	15%

上記税率表は、平成24年4月1日以降に開始する事業年度から適用されます。

※1 普通法人・・・中小法人以外の法人をいいます。

※2 中小法人・・・その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下である法人をいいます。

・復興特別法人税の創設

震災の復興財源を確保するため、平成24年4月1日以後に開始する3年については、**基準法人税額(※3)に対し、10%相当額**の「復興特別法人税」が課されることになります。

※3 基準法人税額・・・所得税額控除及び外国税額控除を適用しないで計算した法人税額をいいます。

② 減価償却制度

減価償却制度について、平成24年4月1日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、**定額法の償却率を2.0倍した数**(現行2.5倍した数)に縮小されます。ただし、平成24年4月1日をまたぐ事業年度中取得分については、**現行の償却率が使用できる経過措置**が設けられています。

③ 欠損金の繰越控除制度における控除限度額

平成23年4月1日以後に開始する事業年度から青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越控除制度における控除限度額について、その繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額となります。ただし、**中小法人等(※4)については、現行の控除限度額が存置**します。

※4 中小法人等・・・普通法人のうち、その事業年度終了時の資本金の額が1億円以下であるもの等(資本金の額が5億円以上の法人の100%子法人を除きます。)

④ 欠損金の控除期間

平成20年4月1日以後に終了した事業年度において、青色申告書を提出した事業年度の欠損金等の繰越期間を**9年**(現行7年)に延長します。

⑤ 貸倒引当金の適用対象法人

貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び**中小法人等**に限定しています。なお、適用対象ではなくなる法人に対し、経過措置が設けられています。

⑥ 一般寄附金の損金算入限度額

一般寄附金の損金算入限度額について、期末資本金等の額の1000分の2.5相当額と所得の金額の100分の2.5相当額との**合計額の4分の1**(現行2分の1)に引き下げられます。平成24年4月1日以後に開始する事業年度について適用されます。

その他税法等についての確認については、ぜひ担当者までご連絡下さい。

今月の一言・・・“良薬は口に苦し”

経営とは「受動リスク」を「能動リスク」に変える闘いである

いくらリスクから逃げようとしても... 世界経済の動乱、金融危機、自然災害... と、危機は次から次へと、これでもかとばかりに、私たちに降りかかってきます。立ち止まっただけでは潰されます!これを避ける唯一の方法は、自ら積極的にリスクを選択し、立ち止まらずに変化し続けること!変化なき成長はありません!変化=成長なのです。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (vol. 45)

★ ある50代の先輩税理士は、新しいことに挑戦してドキドキするのが楽しいと言います。また、残された時間も少ないので色々なことに挑戦したい、とも言います。50代で残り時間が少ないと言うのは、初め謙遜なのだと思います。しかし、後から親御さんに介護の心配があることがわかり、今のように自由に使える時間が残り少ない(かもしれない)のだとわかりました。それは他人事ではなく、自分にもいつおこるかわかりません。彼女の年齢になったとき、笑って同じことが言えるようになりたいと思いました。(KARINO)

★ 年も明け新たに目標を設定するタイミングとなりました。最近の私周辺の傾向は、目標ばかりをおいかけて現状を見失っている(見ない)ことが多いように思います。「現状を把握する」と「目標を追いかける」ことは両輪です。どちらも欠けることはありません。確かに、目標に比べて未熟な現状をみつめることは難しいことですが、把握しないことは完全な自己否定につながり苦しくなって息もできなくなるだけだと思います。「今の自分を認め」て、その先の目標に向かって改めて一步を踏み出したいと思います。(YAMAMOTO)

★ 新しい1年が始まりましたが、今年はどうなるのでしょうか?いろいろな雑誌には、2012年の予測が書かれていますが... 情報として市況予測は大切だと思います。しかしそれ以上に『どうなりたいのか』を明確にすることが、企業の存続条件なのではないでしょうか。混迷する環境に左右されることなく、『あるべき姿』を追求する中から、本当の成長・発展が見えてくるのだと思います。今年こそ、環境に振り回されることなく、自己の目標と本気で対峙する1年を目指したいと思います!(TOCHIKURA)

★ いよいよ今年55歳、人生の一つの区切りを迎えます。最近、自分と周囲の皆との価値観に差があるとすれば、それは「死」に対する意識なんだろうと感じます。一番多感な十代後半... 仲の良かった仲間は次々と岩壁や雪山に逝き、いつの間にか同年代の友人は誰も居なくなりました。岩壁の真ん中で、落石で脚の千切れた遭難者を抱いてこと切れていくのを看取ったこともありました。そんな日々の中で心の中に植え付けられた「人は死ぬ」という強烈な価値観はひと時も忘れられません。いつ寿命が尽きるのか分からないからこそ、「物事を深く思考して真理を突き詰める」「立ち止まらずに変化し成長し前進し続ける」ことに使命を感じるのが自分の根底に流れる価値観なんだろうな~と思います。老いて逝く時期から逆算すると私も、そろそろ人生の締めくくりの時期に入らなければなりません。周囲が整わなくても、人財が育たなくても、自分に残された時間は確実に決まっています。50代も半ばになったら人生の時計を逆算時計にする必要があります。なんて... 正月からなんて暗い話だなと思われるかもしれませんが(笑)残された時間を意識するというのが「今を精一杯大切に生きる」ことにつながるのだと確信します。

ですから... 私の今年のキーワードは『挑戦』です! 今年もよろしくお願いします。

(IZUMI)

★ 負の相続連鎖で悲劇にならないために…

負の相続連鎖とは、相続により引き継いだ預貯金や土地・建物などの財産よりも未払金や借入金等の負債が上回っていることを言い、相続により残された家族がその支払いに苦慮するような状況になってしまうことです。

■ 経営者は、法人契約と合わせて個人契約も必要

法人が金融機関から借入をする場合、その経営者は連帯保証人となることがほとんどです。経営者が万が一の場合、連帯保証人となっていた会社の負債を残った家族が相続するリスクがあります。

法人の業績が思わしくなく、借入金を回収しきれない場合には、金融機関は連帯保証人である経営者の財産で回収しようとしています。

経営者の残されたご家族が返済できない場合には、自宅等の財産が差し押さえられる可能性もあります。債務超過の場合には、相続放棄という方法もありますがその場合には経営者の財産すべてを放棄することとなります。

※ 相続放棄とは、残された家族を多額の債務の相続から解放するために設けられた制度といえます。

相続開始を知った時から3ヶ月以内に相続放棄をすれば、借金を相続することはありませんが、同時に預貯金などの財産も相続できなくなります。

相続放棄は家庭裁判所への「相続放棄申述書」という厳格な要式の提出により行ない、受理審判によって相続放棄の効力が生じます。

■ 保険金の受取人を家族にした生命保険に加入しておけば…

自宅などの相続財産のすべてを放棄することになったとしても、死亡保険金を受け取ることで残されたご家族の生活の再建が可能となります。

■ なぜ、死亡保険金は相続放棄をしても受け取ることができるのか？

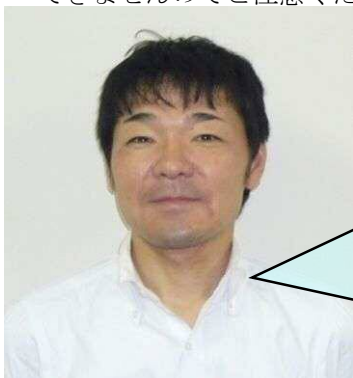
民法上、死亡保険金は相続財産ではなく、第三者のためにする契約（民法 537 条）により、「保険金受取人の固有の権利」とされていることから、原則として保険金受取人が単独で保険金を請求し受け取ることができるのです。

ただし、相続税法上は、相続財産とみなして相続税が課税されます。そこで「みなし相続財産」と呼ばれています。

■ 相続放棄をした人は生命保険の非課税枠は受けられません！

死亡保険金を受け取ったときには、通常、非課税枠＝500万円×法定相続人の数の非課税枠が受けられませんが、法定相続人の数には、相続放棄をした人がいるときでも相続放棄が無かったこととして相続人の数に入れます。

ただし、相続の放棄をした人は死亡保険金を受け取ることはできますが、この非課税枠を利用することはできませんのでご注意ください。



(株)横浜総合フィナンシャルの西尾です！

この様に、生命保険は加入の仕方によって効果が全く違ってきます。目的としている保険金が本当に手に入るのかどうかを今一度、ご確認ください。

現在ご加入の生命保険診断を無料で行っておりますので、どうぞご遠慮なくご相談ください。

★ 銀行取引のポイント！ <第三回>

第三回は、第二回に続いて「金融機関種類別の銀行取引のポイント」の第二回目です。
今回は「地銀」について特徴や利用のポイントをまとめてみたいと思います。

● 地銀？

都銀に比べて個々の情報量が少ないため、限られた貸付資金を有効に生かすために利益の高い会社に集中して融資したがる傾向がありますが、貸付金利は都銀よりも高めとなります。

従来は地銀として地域の会社を育てるという意識を持っている場合も多かったようですが、金融庁の指導によりその傾向は薄れています。また、良好な関係を保つために、見返りとして担保を求められる場合も多いようです（担保についての考え方については次回以降にご説明します）

● 都銀の特徴

①第一地銀は都銀と争奪戦を繰り返す

営業に積極的で都銀との融資先の争奪戦を繰り返しています。

中小企業としては都銀の貸付金利を提示しながら地銀と金利交渉をしていくと良いでしょう。

②積極融資するケースが多い

第一地銀のライバルは都銀です。ですから都銀の融資先には優良会社として争奪戦を行う傾向がありますが、都銀が積極的に融資しないようなワンランク下の会社についてもある程度はリスクを背負って融資する可能性が有りますので、有効に活用する必要があります。

③第二地銀は本拠地に本店がある会社には積極的

第二地銀は資金量が第一地銀より少ないため、情報量の多い銀行本拠地に本店のある会社には積極融資する傾向にあります。その反面、支店所在地に本社のある会社への融資については慎重な傾向がありますので注意が必要です。

④第一地銀は回収姿勢が強い

第一地銀は、金融庁の指導に従い引当金の設定をして、自己資本率の維持が強く求められている関係から、一定の状況になると素早く代位弁済、競売、債権譲渡等が実行される傾向が強いと思われる。

⑤第二地銀は本拠地の本店の保証を求める

第二地銀は、本拠地以外の支店地域での子会社、関連会社への融資については、本拠地にある親会社の保証を求める場合が多いようです。

⑥財務状況が悪い場合には高金利となる

財務状況が悪く貸倒れリスクがある場合は対価として高金利となる場合が多いと思われる。最近では6%近くになった例もあるため、粘り強く金利交渉する必要があります。

⑦特定地域内に地盤を持つため倒産の再起が困難となる恐れ

特に地方では、倒産情報は比較的早く流れるために事業の再起・再生が難しくなる場合が多いと思われる。ただ、方法はいくらかでもあります... 知恵を絞って頑張りましょう

● 都銀の利用のポイント

① 第一地銀の対応については、都銀と同じと考えておけば間違いはありません。

② 第二地銀は、融資に関しては本店決裁のため融資に時間がかかり柔軟性にかけるので長期資金に絞って利用するのが良いでしょう。